

# 暴力の被害に苦しむネパールの女性たち

バラティ・ポッカレル（ネパール）

ネパールでは、ジェンダーに基づく暴力(GBV: Gender-based violence)が横行しています。GBVの主な被害者は女性や少女たちですが、ただでさえ男性優位の社会構造を持つこの国において、彼女たちはGBVの被害を受けることで、生活のあらゆる面でさらに後ろへと追いやられてしまいます。また彼女たちは、家庭や職場において長年GBVの悪質な犯罪の被害者となってきましたが、近年では違法な人身売買のターゲットにもなっています。農村社会におけるGBVに関するデータを見ると、女性の80%以上が繰り返しDVの被害を受けていることが分かります。

家父長主義から生じる社会的タブーや差別的価値観が、ネパールにおける女性への暴力の根本原因であると、多くの調査研究が指摘しています。さらにこの国には、時に女性の命をも脅かす「チャウパディ慣習」と呼ばれる性的偏見に基づく因習が存在します。この「チャウパディ慣習」とは、ネパール西部のヒンドゥー教徒の間で行われている社会的慣習で、月経期間中の女性は通常の家庭生活や地域活動を禁じられ、屋外の小屋で隔離されて過ごすことを強いられるものです。生理中の女性は不浄と見なされ、男性に触れることを許されず、自分の家の中庭に入ることさえも許されません。さらに肉類、バター、牛乳といった栄養価の高い食品を摂取することも禁じられ、米、塩、水だけで生理期間中をしのがなくてはなりません。このような差別的慣習は、女性の身体的健康に害を及ぼすだけでなく、精神面全般にも悪影響を及ぼします。つまり、女性は男性よりも劣っていると強制的に感じさせられるのです。何の罪もない彼女たちにとって、抑圧されているという感覚を克服し、くじけずに前向きに生きていくことは、とてつもなく困難なことに違いありません。しかし、2006年のネパール人口保健調査では、女性の23%および男性の20%がGBVを「容認できる」とする残念な結果が明らかになりました。このような通念が、家父長制に基づく根深い価値観に由来していることは、疑う余地もありません。

このような不快極まりない因習を、ネパールの社会から永久に根絶するために非常に重要となるのが教育です。男女を問わず全てのネパール国民に対し、基本的人権と平等の原則について意識高揚を図る必要があるのです。2015年に公布されたネパール憲法は、性別に関わらず全ての国民に対して法の下での平等を謳っています。しかしながら、男女の区別なく同じ市民として互いの人権を尊重するよう教育を徹底させない限り、ジェンダー平等の実現には程遠い、というのが現状です。

ネパールでは近年、女性や少女たちが人身取引・人身売買の標的となっています。彼女たちはインド、中東、アジア地域、サハラ以南のアフリカへと「密輸」されていきます。ある調査結果によると、毎年10歳から20歳までの少女や女性5,000~12,000人が取引されており、そのうちの75%が18歳未満で、売春を強要する目的で売買されています。それ以外にも、物乞い、家事、風俗産業などの労働を強要されるケースもあります。このような状況にあっても、女性の人身取引・人身売買の廃絶に向けた政府の取り組みは最小限に留まっています。人身取引・人身売買業者を罪に問うための有効な仕組みが欠如しているために、犯人たちは野放しのままになっています。特に、農村地域の少女たちは読み書きができず収入を得る機会にも恵まれないため、人身取引・人身売買の格好の餌食にされているのです。

アジア財団が作成したレポートによると、GBV は世界中の 19～44 歳の女性の主な死亡原因の一つとなっており、がんや自動車事故による死亡数を上回るということです。同レポートは、ネパール西部のスルケット郡とダン郡で実施した調査結果を引用していますが、これらの地域の女性の 81% が頻繁に DV の被害に遭っているという事実を明らかにしています。これらのデータは、GBV の脅威がいかに深刻であるか、そしてネパールのいくつかの地域社会におけるこのような状況が、いかに憂慮すべき問題であるかを示しています。ネパールにおいて発生している DV で多く見られるものとして、身体的虐待（殴る、叩く、髪を引っ張る、蹴る、やけどをさせる、棒で強打する、ナイフなどの鋭器の使用）、および配偶者や親類による精神的拷問（脅迫、言葉による虐待、無視、憎悪など）、早婚、持参金をめぐる暴力行為、家庭内外における性的虐待、複婚、夫婦間レイプなどがあります。

いかなる精神的・身体的暴力であれ、女性や少女に暴力を振るう加害者に対してより厳しい措置を、政府は緊急に導入する必要があります。ネパールは「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）（CEDAW）」をはじめとする 16 の国際人権条約・文書の締約国となっています。しかしながらこの国に求められているのは、人々の権利の擁護の推進に向け、これまで以上に大胆な行動を起こすことなのです。